

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

平成28年（行ク）第336号 訴えの変更申立て事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面(4)

平成29年2月7日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

大 津 由 香

吉 田 一 作

入 谷 貴 之

町 田 穂 高

菅 谷 正 道

岡 田 悠 季

宮 野 理 子

石 川 真 由 美

高 橋 潤

被告は、本準備書面において、原告の2016（平成28）年11月24日付け訴えの変更申立書（以下「変更申立書」という。）による変更後の請求の趣旨に対し、改めて答弁をする（後記第1）。また、本件文書2について、変更申立書における原告の主張に対し、必要な範囲で反論するとともに（後記第2）、原告の求釈明に対して被告の意見を述べる（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨に対する答弁（変更申立書による変更後のもの）

- 1 請求の趣旨第2項の訴えを却下する
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、請求の趣旨第2項の訴えに対する本案前の答弁の理由は、答弁書第2の2（3及び4ページ）で述べたとおりである。

第2 本件不開示決定2に国賠法上の違法はないこと

1 原告の主張

原告は、外務大臣が、平成28年10月14日付けで本件文書2を開示する旨の変更決定（以下「本件変更決定」という。乙第15号証）を行ったことを取り上げ、本件文書2に情報公開法5条3号該当性がないにもかかわらず、外務大臣は本件不開示決定2において職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と同号の解釈を誤って不開示としたものであって、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であり、かつ過失もあると主張するようである（変更申立書第2の2・2ページ）。

2 国賠法1条1項の違法

(1) 国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、「違法に他人に損害

を加えた」ことを要件として規定しているところ、同項にいう「違法」とは、権利ないし法益の侵害があることを前提として、さらに、その公権力の行使が、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背するか否かという視点から判断されるべきである（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

(2) また、国賠法1条1項の違法は、事後に発生した損害を誰に負担させるのが適当かという意味での判断であり、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性であるから（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)377、378ページ）、権利ないし法的利益を侵害された個別の国民に対する関係において、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになる（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ）。

(3) そして、国賠法1条1項の適用上、公務員の行為が「違法」であることは請求原因事実に該当することが明らかであるから、原告において、かかる職務上の法的義務違背を基礎付ける事実を主張立証し得ない限り、被告が国家賠償責任を負うことはない（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ。同判決に対する上告及び上告受理申立ては、最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により、上告棄却及び上告不受理とされている。井上・前掲最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)114ページ）。

3 本件文書2に係る処分が適法であったこと

(1) 被告の平成28年7月29日付け準備書面(2) (以下「被告準備書面(2)」という。) 第2の2(2)ア(10ページ)で述べたとおり、外国との協議の内容はそもそもが基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であるところ、本件合意はそれを更に明確にしたものである。したがって、日米合同委員会の議事録は、同委員会が設置された当初から、日米双方の合意がない限り公表されないものであった。また、被告準備書面(2)第2の2(3)(12ないし15ページ)で述べたとおり、本件合意の趣旨は、日米合同委員会で忌憚のない意見交換や協議を可能にし、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することを可能にさせるところにあるのであり、そのため、本件合意の対象は、協議等の内容、あるいはその内容が公知の事実であるか否かに関わらない。

したがって、我が国が米国との合意なく、情報公開制度において、本件文書2を開示することになれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない意見交換や協議を行うことが困難となり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することとなる。そのため、外務大臣は、情報公開制度において本件文書2を開示することによって国の安全が害されるおそれ、他国等の信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等の交渉上不利益を被るおそれがあると認め、本件不開示決定2をしたのであり、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認めることはできない。

(2) なお、被告の平成28年11月24日付け準備書面(3) (以下「被告準備書面(3)」という。) 第2の1(2及び3ページ)で述べたとおり、本件不開示決定2の後の平成28年10月13日に、日米両政府が本件文書2の公開について合意しているが(以下、この合意を「公開合意」という。)、その趣旨は、日米合同委員会の議事録は日米双方の合意がない限り公表されな

いことを明らかにすることにある（乙第16号証及び第17号証）。すなわち、今般の公開合意は飽くまでも上記趣旨からなされた例外であり、公開合意がなければ本件文書2を含む全ての日米合同委員会議事録は原則どおり公表されないものであるから、外務大臣が本件不開示決定2をした当時、本件文書2は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するものであったことは明らかである。

(3) 以上のとおりであり、本件不開示決定2は適法であった。

4 本件不開示決定2における外務大臣の判断に国賠法上の違法はないこと

前記2(1)及び(2)で述べたとおり、国賠法1条1項にいう違法とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、権利ないし法的利益を侵害された個別の国民に対する関係において、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになる。

そして、前記3(2)で述べたとおり、本件不開示決定2の当時、本件文書2は情報公開法5条3号の不開示情報に該当するものであったが、その後公開合意がなされて本件文書2の不開示情報該当性が消滅し、本件変更決定がなされたという経緯であるところ、外務大臣は、本件開示請求を受け、本件合意があり、本件文書2が情報公開法5条3号の不開示情報に該当すること、情報公開制度における本件文書2の開示について米国の同意がないことを踏まえ、本件不開示決定2をしたものである。

なお、本件不開示決定2に際し、外務省が米国政府に対して、本件文書2の開示について意見を求めたのは、本件不開示決定2を行うに際しての確認の趣旨にすぎず、前記3(1)で述べたとおり、日米合同委員会が設置された当初からその議事録が日米双方の合意がない限り公表されないものであることには変わりがない。

以上のとおり、外務大臣が、本件不開示決定2に際し、情報公開法5条3号

の解釈を誤った事実はなく、本件不開示決定2が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

したがって、前記1の原告の主張は理由がない。

第3 求釈明について

前記第2の3(1)で述べたとおり、日米合同委員会が設置された当初からその議事録は日米双方の合意がない限り公表されないものであり、前記第2の4で述べたとおり、本件不開示決定2に際して外務省が米国政府に意見を求めたのは確認の趣旨にすぎないから、原告の求釈明事項はいずれも本件不開示決定2の国賠法上の違法に何ら関連性がなく、釈明の要はない。

以上